

平成19年度第5回総合セキュリティ対策会議
(平成20年1月16日)
発言要旨

【委員報告】

委員より、ホットライン運用ガイドライン検討協議会の経過について報告。

【参考人説明】

参考人より、Winnyを用いたファイル公開者のIPアドレス特定の正確性等について説明。

説明では、仮想キーは25分で消滅するので、例えば、IPアドレスが「B・B・B・B」の者は午後1時と2時にファイルXを持ち、「C・C・C・C」の者もファイルXを1時間持っているから、この人たちのキーは仮想キーではないと推認するのだろうが、持っていた通しの期間は分かるのか。

参考人： 期間に関しては、インターネット上にキーが出現してから1時間ないし2時間程度でデータを発見できるという統計が取れている。誤差は1時間程度あるが、ある程度の時間から時間までの所持は推察できる。また、例示では13時と14時と書いたが、実際は1分、2分、15分、17分のような形で、バラバラに見つかる。

キーを持っていたが、実際は別のIPアドレスのファイルを取ってくることはないのか。法廷等で絶対大丈夫といえる技術だと思って良いか。

参考人： ツール自体は、インプットしたIPアドレスにしかデータを取りに行かないようになっている。要は、ダウンロードする際、ツールには「C・C・C・C、ファイルX」という情報しか渡さないで、別の例えば「A・A・A・A」に行く可能性はない。

ダイナミックのIPアドレスは、時間が経つと利用者が変わることが当然あり得る。ファイルについて、時間が経過しても同じ利用者が、同じIPアドレスだという確認は、他の関連情報などで特定しているのか。

参考人： IPアドレス、ポート番号、ハッシュ値で見ているので、もし仮に全く同じポート番号で2人の人間がWinnyを起動していて、IPアドレスが一方から他方に同じものが切り替わった場合は特定できないが、確率的には極めて低いと思う。また、実際の運用は1日10回以上見つかる等の条件を設けているし、見つけたらすぐダウンロードを試行するので、そのタイミングで同じポート番号、同じファイルを持った人の間でIPアドレスがスイッチするという可能性は、ほぼ100パーセントに近い確率で回避できるかと思う。

著作権者の依頼を受け、その著作権に属するファイルを探す形か。

参考人： そのとおり。

そのファイルの内容に第三者の権利が含まれている場合もあるのか。

参考人： ダウンロードして確認するまで、その中身までは確定できない。

ファイルの所有者等がダウンロード可能な状態にして、承諾している場合だけダウンロードできるのか。

参考人： PCの管理者がWinnyを使ってポート番号を開放し、送信ができる状態にしていなければ、そもそもダウンロードはできない。

(刑法の)改正案では、不正利用の目的で他人の電子計算機を動作させるソフトのことを「不正ソフト」と定義していたと思うが、このアプリケーションはどういう位置付けになるのか。

参考人： 私が答えるのが適切か分からないが、Winnyの仕組み上、自分のWinnyで送信可能なファイルは、誰かにダウンロードされることについて自分の意思に反しているとは言えないと思う。

事務局： 参考人の説明のとおりだと思うが、送信可能な状態に置かれているファイルは、色々な人からの求めに応じてそのファイルを送信するということが予定されている以上、要求を出してファイルを取りに行くことについては問題はないのだろうと思う。

ファイルの中に個人情報等が含まれていた場合、承諾しているからダウンロードしても問題はないという理解でよいのか。

事務局： ウィルスに感染して、意図しないファイルまで流出した場合は別として、Winnyで公開されているファイルは特定のフォルダに入っていて、公開したくないものは別にされている仕様であり、御指摘の問題は生じないと思う。

IPアドレス特定の確実性について委員から質問があったが、IPアドレスが同じで(使用者が)入れ替わる確率は高くないという理解で良いか。

私もその部分で100パーセントかどうかの確認を取りたかった。確かに短時間で、偶然同じポートで、同じハッシュ値を持ったファイルのユーザにIPアドレスがスライドするというのは、確率的に非常に低いと思う。

このツールでは、何月何日の何時何分何秒からファイルをダウンロードして何時何分何秒に終了というタイムデータもセットで取れるのか。

参考人： 現在、開始時間は取っていないが、技術上は可能。終了時間は取っており、最後の一片が落ちたタイムスタンプは保存している。

開始時間も取る気になれば取れると。

参考人： そのとおり。

基本的には、かなり有効なものと考えて良いのでは。

事務局： 著作権団体の方が特定したIPアドレスが、どの程度確からしいかを確認する際、仮想キーかどうかで第1段階のスクリーニングがなされ、第2段階でダウンロードをすることでPCの中にフ

ファイルがあることが100パーセント特定されると理解している。

IPアドレスはソフトウェアでセットするので変わる可能性があるが、イーサーアドレスという、インターネットのイーサーネットのアクセス部分は物理的に決まっている。無線LANでも同様に、IPグループを特定するような道というのはあり得るのだろうか。

参考人： ツールの話ではないかもしれないが、物理層のアドレスを言われているものだと思う。家庭やオフィスからインターネットに出ていくときゲートウェイを通る段階で物理層のアドレスは廃棄されてしまい、ここから先はIPアドレスしか分からない世界になる。物理層のアドレスは、同じLAN内であれば特定できるが、インターネット越しでは使えないと思う。

このツールの対象はWinnyと書いてあるが、P2Pソフト自体、亜種が出たりしていると思うが、どの辺のソフトまで対応が可能なのか。

参考人： 現在のところWinnyのVer2、Limewire、Cabosと言われているソフトは対応がほぼ済んでいる。新しい技術が出たら技術開発しながら、それを追いかけることになる。

【事務局説明】

事務局から、報告書（素案）の第1章部分について説明。

ファイル共有ソフト以外の著作権侵害で、動画掲載サイトにおけるもの、音楽配信等の携帯サイトにおけるものという2つが挙げられているが、これらは主にファイルアップロードを使った権利侵害ということで2つを1つにまとめても良いかと思う。

それから、「第1章 本テーマの選定背景」の部分だが、関連する問題点ということで、(1)情報流出、(2)ファイル共有以外の著作権侵害となっているが、帯域占有の問題にも触れたほうがよいのでは。通信帯域の問題は技術的に回避できたのであれば、それに対して言及しておけば、「あえてここで対応を検討する必要がないと判断した」と考えられる。

「解決策はデータ及びコンピュータの管理方法に帰結し」と言い方が強いので、「管理方法にも依存し」くらいの形にしてはどうか。

【事務局説明】

事務局から、報告書（素案）の第2章部分について説明。

被害実態の通信帯域に係る個所だが、負荷が多いという程度のもので、被害というには説得力があまりないように思う。

それから、著作権は複雑だが、今回は公衆送信権と複製権という一番堅いものを取り上げているのに、最後に「権利侵害の可能性はある」では弱いのでは。

ISPは本来公平な通信役務を提供すべき立場にあるが、1パーセントのヘビーユーザに帯域が占有され、そのコストを一般ユーザの負担になると、実質的な不公平になる。実質的に公平なサービスを提供するため、やむを得ずヘビーユーザに対しての帯域制限を行った背景があると思うので、その部分を書いてはどうか。

「ISPにおける被害実態」は、権利者団体と平行な形でISPの被害実態があり、当事者が集まって協議会を作り解決していくという前提があるからこのような書き方になっているのかと思う。実態は、ISPで問題があるのは事実だが、被害実態という性質のものではないと思う。

これは被害でも何でもなし。法律にも触れないし。被害実態と書くのは妥当ではなく、単なる実態という感じに書くべきではないか。

同じ趣旨だが、やはり被害実態ではなく、現状としてISPにおけるトラフィックの実態であり、公平性の観点で問題があると理解しているので、その辺のキーワードを盛り込んでいただければよいのではないか。

ISPの委員も集まっているので、その辺を固めたい。「被害」という言葉がミスリードという指摘はそのとおりなのだが、ISP側としては、ごく一部の人がこれだけ占有している事態に対して、どういう感触を持ち、何か手を打つ必要があると考えているのか。

先ほど公平性の観点と言ったが、現在のブロードバンドサービスは基本的に固定料金だが、一部の利用者が極端に占有してしまっており、これが許されるのかという観点を中心である。

著作権侵害と同列に並べず、一切落とす方法もある。

落とす必要はないと思う。ただ、少なくとも実態であって被害ではないので、一般論的なトラフィック状況ぐらいの書き方が良いのでは。

あえて被害実態に並べるのであれば、むしろ一般利用者が迷惑を被っているという点をとらえ、実情を前面に出せばよいのではないか。

いずれにしても、この会議では、一部の人がこれだけ利用しているという実情は出してよいのだと思う。ただ、それに対して、責任や対策を打つ主体が誰かというところまで書き込む必要はないと思う。

国民に不便が生じているかという話だが、現状としてはごく一部でその可能性あるというところかと思う。ここは、第3回会議でISP側のプレゼン結果を踏まえた記述だと思うので、「こういったトラフィックの状況によって、ごく一部において実際に使い勝手にインパクトが出ている」ぐらいのトーンであればよいのではないか。

いろいろ意見はあるが基本的には一つの方向でまとまっているので、その方向で素案を直すのがよいだろう。

Winnyの初期設定でアップロード可能になる仕組みは確定的な話なので、あとはダウンロードして、Winnyネットワークの中の共有状態に入る意思があれば、私的使用目的の複製というには難しいと思うので、「侵害の可能性はある。」よりも強く書いてもよいのでは。

趣旨は、Winnyを用いてダウンロードをすれば、違法性の意識もあるし、行為も認定できるし、当該行為自体で著作権侵害の客観的構成要件も成立する趣旨なのだろうが、上品に書くと「侵害等の可能性があるからやめなさいよ」という書き方になるのでは。

異を唱えるわけではないが、違法になる可能性等のメッセージの名宛人は行為者だけでなく、著作権侵害をしていない国民も含まれる。法的な安定性等も含め今後の展開を確実にするため慎重に書いた方がよいのでは。

この文章は中身が2つあって、「私的使用目的の複製には該当せず」とある。それで「複製権の侵害となる可能性がある」と書いてある。この「該当せず」というところは正しい。該当しない可能性があるわけではなくて、該当しない。

厳密にはこの文章は「私的使用目的の複製に該当しない可能性が強いので、複製権の侵害となる可能性が強い」という文章だと思う。

該当しないと言い切っているのでは。そうしないと曖昧になる気がする。

「例えば、Winnyを用いてデータをダウンロードした場合、これは自動的に送信可能な状態になることをとらえれば、通常は私的使用目的に当たらないので複製権の侵害となる」ということ。ただ、細かく詰めると議論の余地があるので、どうしても「可能性がある」的な書き方にもなってしまうが、このあたりは意見を踏まえもう一度詰めて書いて欲しい。

細かいところだが、被害金額100億円の推計値は、年間で良かったか。6時間ぐらいだったと思う。

どれだけの期間の被害額なのかを明確にしておいたほうがよいと思う。

事実として調査結果があることは間違いないが、「算出方法には種々の議論もあった」旨の記述を入れたほうが良いかもしれない。

事務局： 第3回会議で御提示いただいた資料によると、2006年10月10日の18時から24時までの6時間調査をし、結果として、音楽ファイルが4.4億円、コンピュータソフト等で95億円、合計約100億円規模と推定されたということで、これを追記したいと思う。

6時間で100億円相当と認定されるデータがやりとりされたのだろうが、イコール100億円の損害なのかしっくりこない。Winnyを6時間禁止すれば100億円分の利益が出るかということ、そうではないはず。

損害額はこのような算定方法もある。ただ、指摘も一理あって、厳密には「100億円相当額の著作権の価値のあるものがやりとりされた」だろう。

しかし、単純計算すると年間で14兆円くらいになってしまい、その数字は現実的かということにもなりかねない。

全体の中から6時間を切り出した結果の数値なので、これを単純に1年分掛けるわけにはいかないだろう。その旨の説明は必要かもしれないが。無体物であるデータの複製と、データが入った有体物であるCD等が幾

ら売れたかというのはイコールではない。しかし、被害金額として算出しようとすると、例えば百個、千個散れば、その分だけ計算して100億円という結果にならざるをえない。また、1年全体から6時間を切り取ればこうなるのであって1年分は単純に掛算すればよいわけではない。

瞬間風速で被害100億円なのに、警察の検挙が少ないことを差し置いて官民連携すると取れる書き振りは気をつけないといけない。警察はやっているし、もっとやるというように書かないと、何のための報告書なのかという話になるのではないか。

それから、100億円の調べ方、書き方についても、問題のレベルを示す指標として、著作権団体がこう言っているなど、あるがままに書いた方が結論に結びつけやすいのではないかという気がする。

【事務局説明】

事務局から、報告書（素案）の第3章部分について説明。

「ISPは、著作権侵害を確認した著作権団体からの要請を受け、ISP自身が確認を行うなどして」と書いてあるが、「ISP自身が確認を行う」というのは中身を見るということか。通信の秘密は守らなければいけないはずで、著作権団体に言われたら検閲をするということか。

事務局：ここは具体的に通信の中身をISPに確認してもらうということではない。趣旨は、著作権団体から、例えばこういう悪質な違反をしている者のアカウントを停止して欲しいという要請に対し、外形上措置するに足る違反実態があるか確認するイメージ。

裁判所なら分かるが、著作権団体が言ったから動くのか。警察が言いたいことはよく分かるが、ISP側が「うん」というのだろうか。

関連した話だが、アカウントの利用停止までに踏み込むのは、かなりの確度、事実に基づいた何かがないと難しい。だから、何に基づいて措置するかについては、協議会を作って議論する話だと理解していた。ここまで細かく手順を記載するのはまだ早いのではないか。併せて、IPアドレスに関するやりとりもかなり細かいが、これもIPアドレスを特定したら、こういう考え方でやるという概念程度でとどめておくほうが良いのでは。

著作権団体から著作権法違反の申告があったときに、ISPが契約約款に基づいて無答責で利用停止するという契約類型を作り、了解した人にだけ実施するというものを作る議論としてなら分かるが、それはまだ先の話だと思う。そのようなサービス類型を作るという議論であれば、大事なことは例えば警察との連携をいやすくするとか、立法提言するなど、とりあえず抽象的な課題を挙げていく話ではないか。

著作権侵害事犯への対処で、「著作権侵害を繰り返すなどしている者に対して、直接的に働きかけを行うことが必要である」と、トーンが急に弱くなっている。今までの勢いが一挙にここで失われて、警察は一体何してい

るの、警察はここで何かするべきではないのと思われのではないか。

事務局： 先ほどのアカウントの停止については、契約約款モデル条項にある著作権を侵害している者への対応措置、具体的には、著作権侵害行為を止めるように要求、情報の開示、あるいは、サービスの解除といった対応策を参考にさせていただいた。

今説明のあったISPのモデル約款だが、事業者自らが、著作権侵害実態を認識して、契約者である利用者に対して行う措置という位置付け。今までの議論は、著作権団体が確認をして、プロバイダ等に通知し、IPアドレスから相手を特定し、措置するという話になるので、中身的には大分違う。また、プロバイダ責任制限法の発信者情報開示ガイドラインの仕組みも存在し、場合によってはガイドライン自体の見直しも含めて検討する必要があるかと考えている。そういう意味で、今後の方向性としての検討項目を記述し、協議会でこれらの具体的な検討が望まれるぐらいの記述が適当かと考えている。

違法・有害情報対策でホットラインセンターを作るときも、始めは広い範囲で考えたが、結局はワーキンググループで検討して今の形になり、運用実績を積み上げてきている。同様に著作権団体とISPが話し合い、可能なものを作るというルールを変えたら動かないのだと思う。

確認だが、今の段階のたたき台としては、広報啓発し、著作権団体とISPが協議会を作り話し合っ前に進め、警察も取締り等に力を入れていくという、この辺りの基本部分では合意ということ。

そこには異論はない。

最初は著作権法違反の疑いだが、だんだん違法が明らかになるに連れてやれることが高まってくるという話だと思う。

もう1つは、結論的に協議会にポイントがあるからこのようなトーンなのかもしれないが、団体と警察との関係や、警察側にとってしっかりやること、もっとやれという声がかかれてもよいのでは。第3に載っているのは、官民の話ではなく民民の中の議論だけではないか。

最後に、捜査強化ということも書いてあると思うが。

確かにエに書いてあるが、ウまでは民の中でこうしようと言っているだけ。民民でやることに加え、民と官の関係で官に対して求めることも書いてもよいのでは。警察として経験の共有、体制構築等を記述し、この声に応えて措置に結びつけたり、予算に繋げていく形でもよいと思う。

警告メールを何度か無視されると確定するみたいなことが書いてあるが、著作権法違反は何回かやったら違反になるわけではない。本当の意味で著作権法違反なら即捕まえればいいのだし、疑わしい段階をどうやって特定するのかということを書きたいのであれば、そういう意味での官民協力が必要という書きぶりのほうがよいのでは。全体として協議会できちんと考えていくというのは大いに書いてもらいたいと思うが、今の時点で断定的に話を進めるという議論ではないような気がする。

全体のトーンとして著作権侵害犯罪なので、捜査の強化という声が強ければ、それは書き込んでいくべきだとは思ふ。だが、全体としてまず協議会を作り、Winnyを利用した侵害を何とか止められないかという発想がある。それはそれで合理的なものなのだと思う。

事務局： 今後は、本日の御意見を踏まえた修正案を作成し、再度御意見をいただき、第6回(最終回)に提出させていただきたいと思う。

局長： 警察はどのような役割を果たすべきなのかという話があったので、少しお話しさせていただきたいと思う。

警察がやるべきことは、やらなければいけない。ただ、我々、生活安全警察が目指すものは、被害に遭ったときにどうするかではなく、被害をいかに防いでいくかということにあると思う。そのためには、警察ももちろんやるべきことをやるが、被害を受けている権利者団体の方々、それからまた、被害が出ている場を提供されている電気通信事業者の方々、皆がそれぞれの立場から果たすべき責任というのはあると思う。

警察も努力するし、権利者団体の方々も努力するし、電気通信事業に関わっているの方々も努力をする。皆が、それぞれ何ができるかということをお互いに提示しあうことがまさに意味があることだと思う。もし警察に不足があるということであれば、我々も考えなくてはならないが、そういう意味で、民がやっているばかりではないかということではなく、民は民できちんと責任を果たしていただくという前提から何ができるかということをお考えいただきたいというのが、我々の立場なので、御理解をいただければと思う。

(以上)